

社会福祉法人輝きの会
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画

男女とも全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動契約を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～ 令和10年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく目標
労働者の月の平均残業時間数を4時間未満にする。(平均4時間未満/人/月)

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～ 職場毎に職員一人ひとりの月の残業時間を集計する。所属長から職員に長時間労働是正に関するメッセージを発信する。
- 2025年5月～ 業務効率化、DX化の推進を検討する。
- 2026年3月～ 職員の配置、業務分担の見直しを行う。

目標2：女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく目標
両立支援制度の拡充と周知

<実施時期・取組内容>

- 2025年 4月～ 育児や介護、病気治療を行う職員のため、両立支援職員制度を導入し全職員に周知する。
- 2025年 10月～ 育児・介護休業法の改正による柔軟な働き方を実現する措置により両立支援の内容を拡大し、全職員に周知する。

目標3：次世代育成支援対策推進法に基づく目標
職員のこどもを対象に、職場見学・体験ができる日を設ける。

<実施時期・取組内容>

- 2025年 6月～ 職場見学・体験の受け入れ方法等を検討する。
- 2025年 7月～ こどもの夏休み、冬休み期間に職場見学・体験を実施する。
- 2026年 2月～ 次回企画に向けての検討を行う。